

平成 30 年度実施 法科大学院認証評価 評 価 報 告 書

近畿大学大学院法務研究科
法務専攻

平成 31 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	9
第 1 章 教育の理念及び目標	9
第 2 章 教育内容	11
第 3 章 教育方法	16
第 4 章 成績評価及び修了認定	19
第 5 章 教育内容等の改善措置	23
第 6 章 入学者選抜等	24
第 7 章 学生の支援体制	27
第 8 章 教員組織	29
第 9 章 管理運営等	32
第 10 章 施設、設備及び図書館等	33
第 11 章 自己点検及び評価等	35
III 意見の申立て及びその対応	37
<参 考>	63
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	65
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	66

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- （１） 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- （２） 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- （３） 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

30年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
31年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ
2月	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成31年3月現在）

（1）法科大学院認証評価委員会

◎磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働連合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
奥村丈二	中央大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
金井康雄	元札幌高等裁判所長官
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
○木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
鈴木巧	司法研修所教官
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒 木 尚 志	東京大学教授
磯 村 保	早稲田大学教授
大 澤 裕	東京大学教授
奥 田 隆 文	森・濱田松本法律事務所弁護士
加 藤 哲 夫	早稲田大学教授
木 村 光 江	首都大学東京教授
酒 井 啓 亘	京都大学教授
潮 見 佳 男	京都大学教授
茶 園 成 樹	大阪大学教授
○中 川 丈 久	神戸大学教授
野 坂 泰 司	学習院大学教授
服 部 高 宏	京都大学教授
松 下 淳 一	東京大学教授
松 本 和 彦	大阪大学教授
◎山 本 和 彦	一橋大学教授
吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第4部会)

江 森 史麻子	大洋綜合法律事務所弁護士
奥 谷 千 織	京都産業大学教授
○檜 見 由美子	金沢大学教授
川 出 敏 裕	東京大学教授
中 野 俊一郎	神戸大学教授
◎山 本 和 彦	一橋大学教授
山 元 一	慶應義塾大学教授
渡 辺 雅 昭	朝日新聞社論説副主幹

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

青 井 未 帆	学習院大学教授
浅 野 博 宣	神戸大学教授
荒 木 尚 志	東京大学教授
宇 藤 崇	神戸大学教授
太 田 匡 彦	東京大学教授
小木曾 綾	中央大学教授
奥 村 丈 二	中央大学教授
○尾 島 茂 樹	金沢大学教授
加 藤 新太郎	中央大学教授
北 川 佳世子	早稲田大学教授
北 村 雅 史	京都大学教授
小 林 哲 也	小林総合法律事務所弁護士
酒 井 啓 亘	京都大学教授
菅 原 郁 夫	早稲田大学教授
只 木 誠	中央大学教授
茶 園 成 樹	大阪大学教授
中 野 俊一郎	神戸大学教授
服 部 高 宏	京都大学教授
深 澤 龍一郎	名古屋大学教授
藤 本 亮	名古屋大学教授
前 田 陽 一	立教大学教授
三 木 浩 一	慶應義塾大学教授
水 島 郁 子	大阪大学教授
◎吉 原 和 志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(5) 法科大学院認証評価委員会意見申立審査専門部会

○碓 井 光 明	東京大学名誉教授
龍 岡 資 晃	西綜合法律事務所弁護士
外 立 憲 治	外立綜合法律事務所所長弁護士
◎三 井 誠	神戸大学名誉教授
安 永 正 昭	神戸大学名誉教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1)「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2)「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(3)「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」

「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」では、評価結果の確定前に対象法科大学院を置く大学に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合に、当該申立ての内容を転載するとともに、それに対する評価委員会の対応を記述しています。

(4)「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成30年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト（<https://www.niad.ac.jp/>）への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

近畿大学大学院法務研究科法務専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合していない。

理由：基準1－1－2、基準3－1－1、基準3－2－1、基準6－2－2、基準6－2－3及び基準11－1－1を満たしておらず、特に基準1－1－2、基準6－2－3及び基準11－1－1を満たしていない状況は、他の判断結果と総合的に考慮しても、教育の質に重大な欠陥があると認められるため。

満たしていない基準の具体的な内容は、次のとおりである。

- 当該法科大学院においては、司法試験の合格率が平成26年度から平成30年度において全国平均の2分の1を大きく下回っているほか、平成31年度から学生募集を停止し、当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び目標を達成することが困難な状況となっている。このため、当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び目標が達成されていないと判断する。【基準1－1－2：重点基準】
- 当該法科大学院においては、平成31年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況で、多くの授業科目で履修者が10人を下回っており、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていない。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。
【基準3－1－1】
- 当該法科大学院においては、平成31年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況で、多くの授業科目で履修者が10人を下回っており、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、各授業科目の目的を効果的に達成するため、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易ではないこと、また、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となるなど、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題がある。【基準3－2－1】
- 入学定員充足率が平成26年度から平成30年度において50%を下回っているほか、平成26年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度における入学者数が10人を下回っており、所定の入学定員と著しく乖離している。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。【基準6－2－2】
- 入学定員充足率が平成26年度から平成30年度において50%を下回っており、前回評価時から是正が図られておらず、当該状況を是正するための抜本的な改善措置が講じられていない。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。【基準6－2－3：重点基準】
- 司法試験の合格率が低迷している中で、司法試験の合格状況を抜本的に改善する取組が行われているとは言い難いこと、また平成31年度から学生募集を停止しており、当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であることから、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。【基準11－1－1：重点基準】

当該法科大学院の優れた点として、次のことが挙げられる。

- すべての専任教員の授業負担が、年間 20 単位以下にとどめられている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、2 年以上の実務経験を有する者及び法学部以外の出身者を対象とする特別選抜入試を実施していた。
- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。

当該法科大学院の改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 一部の授業科目において、各授業科目で設定された達成度が当該法科大学院の設定する到達目標との間で乖離があり、将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して適切に設定されていないものがあるため、当該法科大学院修了者の司法試験合格率との関係性を検証した上で、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして成績評価を行う必要がある。
- 成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないことから、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。
- 入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験の利用における入学最低基準点の設定が適切に行われていなかった。
- 教育補助者による学習支援について、その指導内容が法科大学院の教育理念に抵触することがないよう組織として把握するなどの取組を実施する必要がある。
- 若手弁護士による学習指導・勉強会及びOBのサポートを得て実施しているグループ学習会の指導内容を示す資料及び平常点の考慮要素に含まれる授業内課題が保管されておらず、評価の基礎となる情報を、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態で適切に保管する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章の基準のうち、基準1－1－2を満たしていない。

【根拠理由】

1－1－1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、「本学の建学の精神は、「実学教育」と「人格の陶冶」であり、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」を教育の目的としています。本法科大学院もまた、この建学精神および教育理念を尊重しつつ、頼りがいのある法曹を育成することを基本理念とします。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1－1－2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に適った教育を実施するため、目指す法曹像に沿って3年間の履修モデルの掲示等が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価はおおむね厳格に実施され、修了認定もこのような成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所等におけるものが挙げられる。

ただし、当該法科大学院の平成26年度から平成30年度における入学者は、平成27年度を除き、各年度10人未満と少数にとどまっていると同時に、平成31年度から学生募集を停止しており、今後、学生数の増加が見込めず、教育組織としての規模が小さくなりすぎている状況である。

また、司法試験の合格率は、平成26年度から平成30年度において全国平均の2分の1を大きく下回っている。自己点検及び評価の結果に基づいて改善や検討が行われているものの、当該法科大学院は、平成31年度から学生募集を停止しており、教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難な状況となっている。このため、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。

以上のことから、法科大学院を取り巻く状況が変化している中、地域の法曹養成に一定程度貢献しているものの、当該法科大学院の教育の理念及び目標が当該法科大学院の教育を通じて達成されていない。

以上の内容を総合し、「第1章の基準のうち、基準1－1－2を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【是正を要する点】

○ 当該法科大学院においては、司法試験の合格率が平成26年度から平成30年度において全国平均の2

分の1を大きく下回っているほか、平成31年度から学生募集を停止し、当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び目標を達成することが困難な状況となっている。このため、当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び目標が達成されていないと判断する。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。本学が掲げる建学精神および教育目的を尊重しつつ、頼りがいのある法曹を養成するという本法科大学院の基本理念に則って、高度な専門的知識や柔軟な思考力を有し、高い倫理的責任感を備えていると判断される者には、以下の判断基準で、法務博士（専門職）の学位を授与します。

1. 法曹としての幅広い教養、法に関する高度な専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力を身につけていること。
2. 法曹に求められる豊かな人間性や感受性、高い倫理観、鋭敏な人権感覚、健全な市民感覚、グローバルで多角的な視座を身につけていること。
3. 所定の年限以上在学し、本法科大学院がその基本理念に基づいて設定した所定のカリキュラムによる教育を受け、修了に必要な所定の単位を修得していること。

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

1. 「実学教育と人格の陶冶」という近畿大学の建学の精神、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」という教育の目的を踏まえ、この建学精神および教育の目的を尊重しつつ、頼りがいのある法曹を育成することを基本理念とします。
2. 少人数教育を徹底して、学生の実力やニーズに応じたきめ細かで良質な教育を提供します。基礎の講義科目から「演習科目」「総合演習」へと基本を重視しながら段階を踏んだ学習が可能となるように科目を配置します。
3. 時代の要請に応える新たな「実学重視」の法学教育をめざします。理論と実務の架橋を重視しながら、実務の基礎を学び、現実を生起しうる法的問題に的確に対応できる総合的な法的能力を養います。

当該法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び目標を効果的に実現するために、法律基本科目群、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群、展開・先端科目群の4種の科目群を開設しており、法律基本科目については、1年次で基礎的な内容を学び、2年次で応用・発展的な内容に進むとともに、実体法と手続法の統合の面から学修し、法律実務基礎科目については、法曹となるための心構えとして重要な法曹倫理を入学初年度に学び、さらに訴訟実務に関する科目を、理論的教育が一通り終了した3年次の段階で学び、基礎法学・隣接科目群のうち法解釈学

の知識を必ずしも前提としない科目（会計学、比較法史、法社会学、法理学）については1年次からの履修を認めている。また、展開・先端科目群については、法学未修者が1年次に最も基本的な法律の学習を終えた後で、各々の興味にしたがって学習範囲を拡げていくことができるように、2・3年次の配当となっており、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、展開・先端科目群に専門的かつ先端的な授業科目の多数開設、法学未修者を主な対象とした授業開始前の入学前学習会、法科大学院導入講座及び入学前推薦図書の設定、担任制度による個々の学生の実情に応じた学修指導等の措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ及び公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目に係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「法理学」、「法社会学」、「会計学」、「アジア法」及び「比較法史」等が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもち、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることにより寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、①履修モデル市民生活法曹との関連では、授業科目「労働法A（個別的労働関係法）」、「労働法事例演習」及び「消費者法」等、②履修モデル企業ビジネス法曹との関連では、

授業科目「知的財産法A（著作権・商標・不正競争）」、「知的財産法事例演習」及び「特別演習（企業活動におけるコンプライアンス）」等が開設され、社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先進的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の教育の理念及び目標に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| （1）公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| （2）民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| （3）刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目16単位、民事系科目38単位、刑事系科目14単位の合計68単位とされており、このうち8単位は、法学未修者の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

- （1）基準2-1-3（2）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

- （2）（1）に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（（1）に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容）

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「要件事実論」及び「民事訴訟実務の基礎」(各2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「刑事訴訟実務の基礎」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「模擬裁判」(2単位)が、クリニックは、授業科目「リーガルクリニック」(2単位)が、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」及び「ビジネス法務実習」(各2単位)が、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「公法系訴訟実務の基礎」(2単位)が選択必修科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち6単位を修得するものとされている。

法情報調査は、入学前ガイダンスの中で、法学既修者を含む学生全員に指導を行うとされており、法文書作成は、必修科目である授業科目「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」の中で適宜指導することとされている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、臨床系の授業科目「エク

スターンシップ」及び「ビジネス法務実習」においては、実務家教員と研究者教員との協議により、どの学生をどの法律事務所で研修させるかを決定し、授業科目「模擬裁判」においては、実施要領の策定につき研究者教員が関与するほか、証人役としても研究者教員がかかわっており、授業科目「リーガルクリニック」においては、実際の法律相談に入る前に、まず研究者教員を相談者、実務家教員をオブザーバーとして模擬法律相談を実施し、模擬法律相談の内容その他の進行について実務家教員と研究者教員とが事前に密接に協力しているとされている。

2-1-7 基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第3章 教育方法

1 評価

第3章の基準のうち、基準3－1－1及び基準3－2－1を満たしていない。

【根拠理由】

3－1－1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、多くの授業科目で履修者が10人を下回っており、平成31年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況で、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されていない。

なお、他研究科の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3－1－2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、基準で定める数を上回っていない。

3－2－1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的な討論を行うとされている。

ただし、当該法科大学院においては、多くの授業科目で履修者が10人を下回っており、平成31年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況で、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、各授業科目の目的を効果的に達成するため、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行

うことが容易ではないこと、また、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となるなど、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題がある。

授業科目において設定されている到達目標はシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、基礎的な知識を涵養するため双方向形式を基本としつつも、必要に応じて講義形式を組み合わせた授業が実施され、2年次以降配当の授業科目においては、判例又は事例を学生に与え、事実関係の分析、問題発見及び問題解決等の能力を養成するため常に授業での発言の機会を確保できるよう、少人数による双方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」及び「ビジネス法務実習」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、授業科目「エクスターンシップ」及び「ビジネス法務実習」においては、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、シラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、「TKC法科大学院教育研究支援システム」を通じたレジュメ・予習課題等の事前配付、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく24時間利用できる自習室の整備等が講じられている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次及び2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

なお、法学未修者1年次においては、法律基本科目に当たる授業科目の単位を8単位まで上限に加えることができるとされている。

以上の内容を総合し、「第3章の基準のうち、基準3-1-1及び基準3-2-1を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【是正を要する点】

- 当該法科大学院においては、平成31年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況で、多くの授業科目で履修者が10人を下回っており、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、同時に授業を行う学生数が、適切な規模に維持されていない。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。
- 当該法科大学院においては、平成31年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況で、多くの授業科目で履修者が10人を下回っており、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、各授業科目の目的を効果的に達成するため、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易ではないこと、また、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となるなど、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、一部の授業科目において各授業科目で設定された達成度が当該法科大学院の設定する到達目標との間で乖離があり、将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して適切に設定されていないものがあるものの、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価の基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らしおおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、7段階評価とされ、成績のランク分けに関する方針が設定され、履修要項を通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、小テスト、平常点等としており、これらはシラバス及び「TKC法科大学院教育研究支援システム」上の電子掲示板に全科目についての評価基準の一覧が記載され、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価に対する異議申立て制度の整備、教員間の成績分布データの共有等が講じられている。

成績評価の結果については、評価平均点（GPA）のランキング、授業科目ごとの成績分布に関するデータ、教員のコメントを付した解答の指針、模範答案等の必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、一部の授業科目において答案等について厳格な採点が行われていないものがあり、成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度によどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないため、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要があるものの、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮されている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみに実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を

受けることのないよう配慮されている。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは履修要項に記載され学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカ

に定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、31 単位以上修得していること（なお、(2) においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

当該法科大学院における修了要件は、3 年以上在籍し、102 単位以上を修得することとされており、このうち8単位は基準2-1-5のただし書による単位数とされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1 年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において修得した単位と合わせて、32 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 16 単位、民事系科目 38 単位、刑事系科目 14 単位、法律実務基礎科目 14 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 12 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から 32 単位以上を修得することとされており、31 単位以上の修得が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、当該大学法学部において出題された過去の試験問題を参照できるようにし、類似した問題が出題されることのないよう配慮するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、商法及び刑法について論文式試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、書類審査の結果等も踏まえて、所定の点数を取得した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、32単位を修得したものとみなしている。この32単位については、1年次の必修科目32単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、各授業科目で設定された達成度が当該法科大学院の設定する到達目標との間で乖離があり、将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して適切に設定されていないものがあるため、当該法科大学院修了者の司法試験合格率との関係性を検証した上で、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして成績評価を行う必要がある。
- 成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないことから、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、自己点検・評価委員会が設置され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、学生による授業アンケートの実施、リフレクションペーパーの作成、FD研修会、教育方法検討会等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章の基準のうち、基準6－2－2及び基準6－2－3を満たしていない。

【根拠理由】

6－1－1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び目標に照らし、「本法科大学院は、近畿大学の「実学教育」と「人格の陶冶」という建学の精神、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」という教育の目的に理解を示し、頼りがいのある法曹になる志を有する人を求めます。本法科大学院の入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性を旨とし、多様なバックグラウンドを持ち、良き法曹となる資質を有する学生を広く受け入れます。（１）公平性を確保するために、本学出身者枠を設けるなどの優遇措置はいっさい講じず、志願者をすべて公平に扱います。（２）開放性、多様性を確保するために、学部段階での専門分野を問わず、多様なバックグラウンドを有する者を受け入れることとし、社会人や非法学部出身者にも広く門戸を開放します。」として設定されている。

なお、平成31年度から学生募集を停止することとされている。

6－1－2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、入試委員会が入試業務の企画、実施を所掌するとともに、法科大学院入学者選抜委員会規程にしたがい、法科大学院長を実施総括責任者とする体制が組織され、合否判定は入試判定会議の審議を経ることとされている。

なお、平成31年度から学生募集を停止することとされている。

6－1－3 各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（出願者数、合格者数、試験問題等）が公表されているとともに、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられておらず、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、試験問題を拡大する装置の使用や試験時間の延長等、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がされており、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

なお、平成31年度から学生募集を停止することとされている。

6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験の利用における入学最低基準点の設定が適切に行われていなかったものの、適性試験の成績を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等がおおむね適確かつ客観的に評価されている。

法学未修者コースについては、法科大学院全国統一適性試験（第1部～第3部）の結果、学業成績、語学・資格等の実績の評価、小論文試験の結果を総合評価して可否の判断を行う方式のほか、小論文試験に代えて法科大学院全国統一適性試験第4部の結果を利用し書類審査のみで可否の判断を行う方式、2年以上の実務経験を有する者及び法学部以外の出身者を対象に小論文試験に代えて面接試験を行う特別選抜入試の3方式による入学者選抜を行っている。法学既修者コースについては、法科大学院全国統一適性試験（第1部～第3部）の結果、学業成績、語学・資格等の実績の評価、法律科目試験の結果を総合評価して可否の判断を行っている。

なお、平成31年度から学生募集を停止することとされている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、プレゼンテーションシートに記入された内容も評価の対象に加えることとしており、また、他学部卒業者及び社会人については、特別選抜入試において自己推薦書の提出に加えて面接試験を実施するなど、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

なお、平成31年度から学生募集を停止することとされている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は19人であり、収容定員80人を上回っていない。

なお、平成31年度から学生募集を停止することとされている。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学者受入は、入学定員充足率が平成26年度から平成30年度において50%を下回っているほか、平成26年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度における入学者数が10人を下回っていることから、所定の入学定員と著しく乖離している。

なお、平成31年度から学生募集を停止することとされている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院における入学者受入は、入学定員充足率が平成26年度から平成30年度において50%を下回っており、前回評価時から是正が図られておらず、当該状況を改善する取組が行われていない。

なお、平成31年度から学生募集を停止することとされている。

以上の内容を総合し、「第6章の基準のうち、基準6－2－2及び基準6－2－3を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 入学者選抜において、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう、2年以上の実務経験を有する者及び法学部以外の出身者を対象とする特別選抜入試を実施していた。

【改善すべき点】

- 入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験の利用における入学最低基準点の設定が適切に行われていなかった。

【是正を要する点】

- 入学定員充足率が平成26年度から平成30年度において50%を下回っているほか、平成26年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度における入学者数が10人を下回っており、所定の入学定員と著しく乖離している。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。
- 入学定員充足率が平成26年度から平成30年度において50%を下回っており、前回評価時から是正が図られておらず、当該状況を是正するための抜本的な改善措置が講じられていない。ただし、学生募集を停止しており、当該状況を是正することは困難である。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始時に実施する修学及び履修に関するガイダンスやクラス担任による個人面談等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前導入教育の実施等、学習支援の配慮がされている。

法学末修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、毎年度の授業開始前に入学前学習会及び法科大学院導入講座を実施するとともに、法律基本7科目の入門書的な内容の入学前推薦図書を指定し、開講前に読み終えておくように指示を行うなど、学習支援において特段の配慮がされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日、時限が履修要項に掲載され、学生に周知されている。

このほか、若手弁護士8人を学習指導教員として配置し、授業の進捗状況に合わせて授業内で扱った基本的事項の解説及び復習を目的とした勉強会、当該法科大学院OBのサポートを得て、修了者に対して実施しているグループ学習会等における教育補助者の指導内容について、法科大学院の教育理念に抵触することがないよう指導内容を組織として把握するなどの取組が十分ではないものの、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、入学料・授業料の徴収猶予制度、学術奨励と経済援助を目的とする当該法科大学院独自の成績優秀者への特待生制度（授業料の全額又は半額免除）、全在学生を対象とした当該大学独自の奨学金制度である「近畿大学奨学金制度」が整備されている。

学生生活に関する支援については、メディカルサポートセンター（KINDAIクリニック）における内科、心療内科を中心とした診療、健康相談、応急手当、カウンセリングを行っており、各種ハラスメントについては、「近畿大学学園ハラスメント防止のためのガイドライン」を新入生に配付するほか、ハラスメント相談員を配置するなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、

全館バリアフリーとなっており、点字ブロック、障害者用駐車スペース、エレベーター、障害者用トイレが設置されているなど、整備充実に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、法科大学院教職員も構成員となっている「近畿大学障がい学生支援委員会」にて、障害の種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、実務家教員を中心に構成するキャリア支援委員会を設置し、司法試験合格者に対しては、進路を選択するに当たっての有用な情報を実務経験を踏まえて提供し相談に応じており、司法試験に合格しなかった者に対しては、法科大学院で修得した分析能力、論理能力、知識を活用できる場の求人情報を提供し相談に応じるなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。

【改善すべき点】

- 教育補助者による学習支援について、その指導内容が法科大学院の教育理念に抵触することがないよう組織として把握するなどの取組を実施する必要がある。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、法科大学院教員選考基準が制定されており、法科大学院長が専門分野の教員との協議を踏まえて発議し、人事教授会で選任された3人の審査員による審査を経て、人事教授会で決定する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、専任教員の選考手続に準じて人事教授会へ選考を付議する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、必置専任教員について、専門職大学院設置基準において12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から70歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目及び法律実務基礎科目の必修科目のほか、展開・先端科目の労働法及び知的財産法分野の授業科目とされており、そのうち必修科目の授業は、約9割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員11年以上の実務経験を有する者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、専門分野における能力の向上及び研究教育の発展を目的として「近畿大学法科大学院研究専念期間制度」が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられる体制が整備されている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、法学部・法科大学院事務部の下に法科大学院事務課が置かれ、専門職員2人、嘱託職員2人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- すべての専任教員の授業負担が、年間20単位以下にとどめられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法科大学院長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、教授会における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、法学部・法学研究科事務組織の中に法科大学院の管理運営事務を統括する法科大学院事務課が組織され、法科大学院の事務を担当する職員が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教育研究活動に関連するシンポジウムや研究集会等に参加した教員がその成果を報告し、FD活動に有益と思われる情報を教員間で共有する教育方法検討会を実施するなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、法科大学院では定例教授会及び臨時教授会において審議した内容・意見等を、教授会運営に関する細則に基づき学長・理事長に報告することとされており、その報告時に意見等を述べるなど、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室のうち1室には、ビデオやDVD等のAV設備、プロジェクターが配備され、マルチメディア対応教室には、AV設備のほかに授業収録システム及びサテライトシステムが配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、複写機及びプリンタが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び法情報データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、法科大学院図書室が整備されている。法科大学院図書室には、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、専用の入退室カードによる入室等の管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン及び複写機等が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、法科大学院図書室には、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、法科大学院図書室についても同一の建物にあるなど、学生が法科大学院図書室に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる非常勤講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、専任教員は教員研究室、非常勤教員は非常勤講師室を主として利用しており、それぞれ6人がけのミーティングテーブルを備えている。また、使用していない時間帯はリーガルクリニック室を学習指導室として利用できるなど、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、自習室への入室は専用の入退室カードが必要であり、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章の基準のうち、基準11-1-1を満たしていない。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として自己点検・評価委員会が設置され、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、教授会で報告し、主にFD研修会で改善方法等につき協議・検討しているほか、課題の内容に関連する委員会（例えばカリキュラム関係であれば教務委員会）及び自己点検・評価委員会が連携協力して改善方法を検討しているとされているが、当該法科大学院は、司法試験の合格率が平成26年度から平成30年度において全国平均の2分の1を大きく下回っているほか、平成31年度から学生募集を停止しており、当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難な状況となっている。このため、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況が、ウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサイトの「教員紹介」及び「自己点検・評価報告書」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物

の刊行等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、若手弁護士による学習指導・勉強会及びOBのサポートを得て実施しているグループ学習会の指導内容を示す資料及び平常点の考慮要素に含まれる授業内課題が評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態で保管されていないものの、評価の基礎となる情報は、法科大学院長、各種委員会、法科大学院事務課において調査及び収集され、法科大学院事務課において保管されている。

以上の内容を総合し、「第11章の基準のうち、基準11-1-1を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 若手弁護士による学習指導・勉強会及びOBのサポートを得て実施しているグループ学習会の指導内容を示す資料及び平常点の考慮要素に含まれる授業内課題が保管されておらず、評価の基礎となる情報を、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態で適切に保管する必要がある。

【是正を要する点】

- 司法試験の合格率が低迷している中で、司法試験の合格状況を抜本的に改善する取組が行われているとは言い難いこと、また平成31年度から学生募集を停止しており、当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であることから、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。

Ⅲ 意見の申立て及びその対応

当機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ対象法科大学院に対して評価結果（案）を示し、これに対する意見（その内容が既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査で聴取した事項の範囲内であるものに限る。）がある場合には、申立てを受付けました。

意見の申立てのあった事項については、法科大学院認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定しました。

なお、このうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、法科大学院認証評価委員会の下に置く意見申立審査専門部会の議を踏まえ、法科大学院認証評価委員会において当該意見の申立てへの対応を決定しました。

ここでは、当該法科大学院から提出された意見の申立ての内容を原文のまま掲載するとともに、当該申立てへの対応を示しています。加えて、意見申立審査専門部会の審査結果報告を参考として掲載しています。

申立て件数：7

（申立て1）

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第1章 教育の理念及び目標 基準1-1-2 【対象となる項目】 【根拠理由】1-1-2（評価結果（案）3頁23行目から27行目・第4段落） 自己点検及び評価の結果に基づいて改善や検討が行われているものの、<u>当該法科大学院は、教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し、平成31年度から学生募集を停止している。このため、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。</u> 【意見】 「当該法科大学院は、教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」の箇所の削除を求める。	【対応】 基準を満たしていないとする判断に変更はないが、「根拠理由」及び「是正を要する点」に関して、次のとおり修正を行う。 「根拠理由」 自己点検及び評価の結果に基づいて改善や検討が行われているものの、<u>当該法科大学院は、平成31年度から学生募集を停止しており、教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難な状況となっている。</u>このため、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。 「是正を要する点」 当該法科大学院においては、司法試験の合格率が平成26年度から平成30年度において全国平均の2分の1を大きく下回っているほか、平成31年度から学生募集を停止し、当該法科大学院の教育を通じて、<u>教育の理念及び目標を達成することが</u>

「このため、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。 【理由】 本法科大学院が、平成31年度から学生募集を停止したのは事実であるが、本法科大学院が設定した教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断した故ではない。基準1-1-1において設定することを示した教育の理念及び目標が達成されているか否かの判断指標の重点が司法試験合格率にあるとしても、近年においては抜本的な教育方法の改善と学習支援の強化が図られ、司法試験の結果は着実に向上しつつある。その客観的根拠として、平成30年度司法試験における短答式試験結果対受験者数合格率が68.2%（前年比30.7%増）であり、全国の74校の法科大学院のうち23位に位置する成績となったことが挙げられる。この結果は、関西地方の私立大学の中でもトップクラスの成績である。このように、本法科大学院は、現在在籍する学生および受験準備中の修了生を「頼りがいのある法曹」として育成することを放棄した訳ではなく、むしろ自己点検及び評価の結果を活用して法曹養成に積極的に取り組んでいる。このような次第から、「課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず」と即断されることは遺憾であり、評価は再考されてしかるべきものと思料する。また、「当該法科大学院は、教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」との記述は事実と反するため、削除を求める。	<u>困難な状況となっている</u>。このため、当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び目標が達成されていないと判断する。 【理由】 当該法科大学院においては、司法試験合格率が平成26年度から平成30年度において全国平均の2分の1を大きく下回っている。平成30年度の短答式試験合格率が前年実施分よりも上昇しているが、最終合格に結び付いているわけではないことから、司法試験の合格状況を抜本的に改善する取組が行われていることは確認できなかった。また、入学定員充足率が平成26年度から平成30年度の5年間すべてで50%を下回っているほか、入学者数は平成26年度6人、平成27年度10人、平成28年度9人、平成29年度6人、平成30年度5人にとどまっており、直近5年間において、教育組織としての規模が小さくなりすぎている状況にある。加えて、平成31年度から学生募集を停止しており、募集停止に至った当該法科大学院の決断を鑑みると、自己点検及び評価の結果が教育活動等の改善に活用できているとはいえないことが認められる。 これらの状況及び他の基準の判断結果も踏まえて総合的に勘案すると、教育の理念及び目標が達成されているとはいえず、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されていることは確認できないため、本基準の判断は変更しない。 なお、「学生募集を停止したのは事実であるが、本法科大学院が設定した教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断した故ではない」との当該法科大学院の主張を踏まえ、正確性を期すため、「根拠理由」及び「是正を要する点」の記述を一部修正する。 （意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）
--	--

(申立て2)

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第3章 教育方法 基準3-1-1 【対象となる項目】 【根拠理由】 3-1-1 (評価結果(案)10頁9行目から12行目・第1段落) 双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、<u>少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されていない。</u> 【意見】 「少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されていない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。 【理由】 本基準は、法科大学院において、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われることが可能となるための、教育組織としての規模を問うものであるが、それは一の授業科目における学生数の計算上の数値で機械的に判断できるものではなく、教育の実態に照らして実質的に判断されるべきである。本法科大学院では、近年、履修者の少ない授業科目が多く占めるようになったことは事実であるが、少人数でも教員と学生間で活発に議論を交わして授業を進めており、また、学生同士による議論を促したり、教員が学生の見解と異なる立場を示したりする等の教育方法の工夫に	【対応】 原案どおりとする。 【理由】 当該法科大学院の在籍者数は、平成30年度現在、1年次が4人、2年次が8人、3年次が7人となっており、学生募集を停止したことから、今後の学生数の増加が見込めない状況にある。また、選択科目の多くが1～3人で実施されており、特に、展開・先端科目の開講授業科目は約6割が2人以下で実施されているなど、多くの授業科目で履修者が10人を下回っているため、双方向的又は多方向的な討論型の授業を安定的に実施できておらず、密度の高い教育を行うための同時に授業を行う学生数が適切な規模で維持できているとはいえない。 なお、履修者が2人以下の授業では双方向的又は多方向的な討論型の授業の実施が困難であることは当該法科大学院も認めており、教育組織として規模が小さくなりすぎていることの弊害が生じていることが認められる。 以上の点は意見申立審査専門部会による審査においても妥当であると認められている。 これらのことから、本基準の判断に変わりはなく、原案を修正しない。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)

より多方向的な密度の高い教育を実際に行っている。このことは、書面調査ならびに訪問調査の結果、明らかにされたものと認識している。かかる観点から、本基準の評価は再考されてしかるべきものと思料する。	
--	--

(申立て3)

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第3章 教育方法 基準3-2-1 【対象となる項目】 【根拠理由】 3-2-1 (評価結果(案) 10頁34行目から11頁3行目・第2段落) 教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、各授業科目の目的を効果的に達成するため、<u>双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易ではないこと</u>、また、授業の効果を十分に上げられるよう、<u>授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となるなど、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題がある。</u> 【意見】 「双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易ではない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。 「授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となる」との表現の訂正または削除を求める。 【理由】 本法科大学院における教育組織としての規模が縮小傾向にあることは事実であるが、それ故に双	【対応】 原案どおりとする。 【理由】 当該法科大学院では、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業の充実を図る試みが行われていることとはうかがえるものの、多くの授業科目において履修者が10人を下回っており、今後の在籍者数の減少は避けられず、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、工夫を図っているといえども、各授業科目の目的を効果的に達成するため、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を安定的に実施できているとはいえず、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題があることが認められる。 また、当該法科大学院では、グループ学習に関して、各種のグループ学習会や自主勉強会が行われているものの、在籍者数が少数にとどまっており、司法試験合格率の是正も図られていない状況を勘案すると、有効に機能しているとはいえず、授業時間外における学習を充実させるための効果的な実施に困難が生じていると考えられる。 以上の点は意見申立審査専門部会による審査においても妥当であると認められている。 これらのことから、本基準の判断に変わりはなく、原案を修正しない。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)

方向的又は多方向的な討論を行うなどの教育方法が実現できない訳ではなく、少人数でも教員と学生間で活発に議論を交わして授業を進めており、また、学生同士による議論を促したり、教員が学生の見解と異なる立場を示したりする等の教育方法の工夫により多方向的な密度の高い教育を実際に行っている。このことは、書面調査ならびに訪問調査の結果、明らかにされたものと認識している。かかる観点から、本基準の評価は再考されてしかるべきものと思料する。 また、本法科大学院においては、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となっている実態は全く無く、学習指導教員の関与する形のみならず、自然発生的に生まれた形態も含め、各種のグループ学習会、自主勉強会が実際に機能している。これらの勉強会が存在することについては、書面調査ならびに訪問調査においても質問事項に表れていたことから、今般の認証評価の過程において周知の事実であると認識している。したがって、「授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となる」との表現は事実と反するため、当該表現の訂正または削除を求める。	
--	--

(申立て4)

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第6章 入学者選抜等 基準6-2-3 【対象となる項目】 【根拠理由】6-2-3（評価結果（案）19頁32行目から33行目・第1段落） 当該法科大学院における入学者受入は、入学定員充足率が平成26年度から平成30年度において50%を下回っており、<u>前回評価時から是正が図ら</u>	【対応】 原案どおりとする。 【理由】 当該法科大学院の入学定員充足率は、平成26年度から平成30年度において50%を下回っているほか、平成26年度、平成28年度、平成29年度及び平成30年度における入学者数が10人を下回っており、夜間開講や地域性等の勘案すべき個別の事情があるとはいえず、所定の入学定員と著しく乖離している状況にある。

れておらず、当該状況を改善する取組が行われていない。

【意見】

「前回評価時から是正が図られておらず、当該状況を改善する取組が行われていない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。

【理由】

本法科大学院においては、入学者受け入れに関し、できる限りの改善への取組を行ってきた。前回評価時以降では、以下の取組が顕著である。すなわち、①平成 27 年度入試からは、年 4 回実施する各回の入学者選抜において、未修者コースでは従来の小論文試験を課す方式のほか、適性試験第 4 部の結果を利用する方式、特別選抜入試（2 年以上の実務等の経験を有する者及び法学部以外の出身者を対象とした選考）を行うこととし、②平成 28 年度入試からは、各日程の入学者選抜において、未修者コース、既修者コースともに募集するとともに、未修者コースについてすべての方式の入試を行うこととした。また、③法学部に加えて平成 28 年からは、近畿大学内で理工学部、平成 29 年からは薬学部に対し、体験講義や入試説明会を行う等の取組に着手した。さらには、④平成 30 年度入試からは定員を削減して 20 名とするとともに、適性試験の得点下位 15%未満の者についても受験資格を認めることとした。これらの改革は、入学定員充足率 50%以下という数値目標のみで消極的な評価をされるべきものではなく、全国の法科大学院が入学志願者を減らす中、本法科大学院が志願者を増やし、入学定員充足率の改善へと結実しつつあった事実から目を逸らしてはならない。このように、入学者受け入れに関しては、多種多様な取組により一定程度の改善は図られていたものであり、

「前回評価時から是正が図られておらず、当該状況を改善する取組が行われていない」との評価は、到底、真実を反映したものとは言い難い。

また、前回評価時においても入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を是正するよう、是正を要する点として指摘されており、今回の評価時においても是正が図られていないため、実効的な入学者選抜の改善措置が講じられているとまではいえないことが認められる。

以上の点は意見申立審査専門部会による審査においても妥当であると認められている。

これらのことから、本基準の判断に変わりはなく、原案を修正しない。

（意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）

(申立て5)

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第11章 自己点検及び評価等 基準11-1-1 【対象となる項目】 【根拠理由】11-1-1（評価結果（案）29頁18行目から25行目・第3段落） 自己点検及び評価の結果については、教授会で報告し、主にFD研修会で改善方法等につき協議・検討しているほか、課題の内容に関連する委員会（例えばカリキュラム関係であれば教務委員会）及び自己点検・評価委員会が連携協力して改善方法を検討しているとされているが、当該法科大学院は、司法試験の合格率が平成26年度から平成30年度において全国平均の2分の1を大きく下回っているほか、<u>平成31年度から学生募集を停止しており、当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難である</u>と自ら判断し、平成31年度から学生募集を停止しており、<u>当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。</u> 【意見】 「当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」の箇所の削除を求める。 「当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。 【理由】	【対応】 基準を満たしていないとする判断に変更はないが、「根拠理由」に関して、次のとおり修正を行う。 自己点検及び評価の結果については、教授会で報告し、主にFD研修会で改善方法等につき協議・検討しているほか、課題の内容に関連する委員会（例えばカリキュラム関係であれば教務委員会）及び自己点検・評価委員会が連携協力して改善方法を検討しているとされているが、当該法科大学院は、司法試験の合格率が平成26年度から平成30年度において全国平均の2分の1を大きく下回っているほか、<u>平成31年度から学生募集を停止しており、当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難な状況となっている。このため、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない。</u> 【理由】 当該法科大学院では、FD研修会及び各種委員会等において種々の改善措置を講じているものの、司法試験の合格率が平成26年度から平成30年度において全国平均の2分の1を大きく下回っていることから、司法試験の合格状況を抜本的に改善する取組が行われていることは確認できず、また、学生募集を停止するに至った当該法科大学院の決断を鑑みると、自己点検及び評価の結果が教育活動等の改善に活用できているとはいえないことが認められる。 これらのことから、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されていることは確認できないため、当該基準の判断は変更しない。 なお、「学生募集を停止したのは事実であるが、

本法科大学院が、平成 31 年度から学生募集を停止したのは事実であるが、本法科大学院が設定した教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断した故ではない。教育の理念及び目標の達成状況等について、自己点検及び評価が実施され、その結果が教育活動等の改善に活用されているか否かの判断指標の重点が司法試験合格率にあるとしても、FD研修会での改善方法等についての検討や、各種委員会（例えばカリキュラム関係であれば教務委員会）及び自己点検・評価委員会の連携協力の結果、抜本的な教育方法の改善と学習支援の強化が図られ、司法試験の結果は着実に向上しつつある。その客観的根拠として、平成 30 年度司法試験における短答式試験結果対受験者数合格率が 68.2%（前年比 30.7%増）であり、全国の 74 校の法科大学院のうち 23 位に位置する成績となったことが挙げられる。この結果は、関西地方の私立大学の中でもトップクラスの成績である。このように、本法科大学院は、現在在籍する学生および受験準備中の修了生を「頼りがいのある法曹」として育成することを放棄した訳ではなく、むしろ自己点検及び評価の結果を活用して法曹養成に積極的に取り組んでいる。このような次第から、「課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず」と即断されることは遺憾であり、評価は再考されてしかるべきものと思料する。また、「当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」との記述は事実と反するため、削除を求める。	本法科大学院が設定した教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断した故ではない」との当該法科大学院の主張を踏まえ、正確性を期すため、「根拠理由」の記述を一部修正する。 （意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）
--	--

（申立て 6）

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第 4 章 成績評価及び修了認定 基準 4-1-1 【対象となる項目】	【対応】 原案どおりとする。 【理由】 当該法科大学院においては、訪問調査時に在学

【改善すべき点】第2項目（評価結果（案）16頁）

成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないことから、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。

【意見】

「成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないこと」との記述について再考を求めるとともに、改善方法について教示を請う。

【理由】

成績評価の基準については、非専任の教員も含め全教員で教務案内という小冊子にて情報を共有している。教務案内6頁によれば、例えば、成績区分A+（90～100点）については「当該科目で学修すべき内容を非常によく理解しており、大変優れている」、……C（60～69点）については「当該科目で学修すべき最低限の内容については理解している」、D（0～59点）については「当該科目で学修すべき内容につき、最低限理解しておくべき事項を理解していない」というように、最小限度の到達度にどのような評点を与えるか等も含め、全ての評価点の尺度が示され、教員間で共有している。また、学生に対しては、シラバス内の各授業科目の「学習・教育目標および到達目標」において、当該

生の試験答案を確認した結果、一部の授業科目における試験答案について厳格な採点が行われておらず、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価が行われていなかったことから、評価結果では、教員間において評価の尺度が共有されていないこと、また、学生に対して個々の授業科目ごとの絶対評価の基準が適切に示されていないことについて、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある旨を改善すべき点として指摘している。

当該法科大学院は、厳格な成績評価が行われているとはいえない状況にあることから、教務案内やシラバス等で周知を図っているといえども、絶対評価における成績評価の基準について、組織全体として適切に認識を共有する措置が講じられているとはいえないことが認められる。

なお、各授業科目において設定する達成度は、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい設定するものであり、授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかは、当該法科大学院の到達目標を踏まえ設定するものであるため、本基準においては、教員間で評価の尺度にばらつきが生じないよう、各授業科目における達成度を適切に設定することを求めている。

以上の点は意見申立審査専門部会による審査においても妥当であると認められている。

これらのことから、「改善すべき点」として指摘する判断に変わりはなく、原案を修正しない。

（意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照）

科目において求められる最小限度の到達度が事前に周知されている。したがって、上記箇所について改善すべき点として指摘を受けることは不本意である。 また、設定された到達度にどのような評点を与えるかは、教員に一定の裁量があるのが通常であり、上記の絶対評価の尺度以上の詳細な尺度を教員間で共有するとなれば、いかなる方法が考えられるのか、とくに専門分野の異なる教員間において多様な授業科目に共通の尺度としては何が適切なのか、考案することは困難を極める。今般の認証評価を通じ、今後の教育方法の改善に役立てたいため、例えば教員間でどのような尺度の共有方法があるのか適切な事例をご教示願いたい。	
--	--

(申立て7)

申立ての内容	申立てへの対応
【対象となる章及び基準】 第7章 学生の支援体制 基準7-1-1 【対象となる項目】 「2 指摘事項」(評価結果(案)22頁) 【意見】 基準7-1-1に関し、本法科大学院での特色ある取組につき、指摘事項の変更を求める。 【理由】 本法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、クラス担任による個人面談等によって、学習支援の体制が整備されているほか、法学末修者に対しては、毎年度の授業開始前に入学前学習会及び法科大学院導入講座を実施するとともに、法律基本7科目の入門書的な内容の入学前推薦図書を指定し、開講前に読み終えておくように指示を行うなど、学習支	【対応】 原案どおりとする。 【理由】 当該法科大学院における学習支援に関する種々の取組について、本基準を満たす内容ではあるものの、同様の取組は他の法科大学院でも行われており、司法試験合格率の改善に寄与するなど具体的な成果も確認できないため、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組であるとはいえない。 以上の点は意見申立審査専門部会による審査においても妥当であると認められている。 これらのことから、指摘事項とはしない判断に変わりはなく、原案を修正しない。 (意見申立審査専門部会の審査結果は「意見申立審査専門部会の審査結果報告」を参照)

援において特段の配慮がされている。このように、法学未修者に対するきめ細かな学習支援体制の整備状況は、本法科大学院の特色を示す象徴ともいうべき取組である。先般の訪問調査においても、学生と教員が密に情報を交換し、両者に極めて強い信頼関係が形成されていることは明らかになったと認識しており、上記取組については、【優れた点】として指摘事項に加えられてしかるべきものと思料する。	
---	--

(参考)

意見申立審査専門部会の審査結果報告

(申立て1)

対象となる章及び基準	第1章 基準1－1－2
審査結果	意見申立てには理由がない
【理由】 (1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。 ① 意見 「当該法科大学院は、教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」の箇所の削除を求める。 「このため、当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。 ② 理由 本法科大学院が、平成31年度から学生募集を停止したのは事実であるが、本法科大学院が設定した教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断した故ではない。基準1－1－1において設定することを示した教育の理念及び目標が達成されているか否かの判断指標の重点が司法試験合格率にあるとしても、近年においては抜本的な教育方法の改善と学習支援の強化が図られ、司法試験の結果は着実に向上しつつある。その客観的根拠として、平成30年度司法試験における短答式試験結果対受験者数合格率が68.2%（前年比30.7%増）であり、全国の74校の法科大学院のうち23位に位置する成績となったことが挙げられる。この結果は、関西地方の私立大学の中でもトップクラスの成績である。このように、本法科大学院は、現在在籍する学生および受験準備中の修了生を「頼りがいのある法曹」として育成することを放棄した訳ではなく、むしろ自己点検及び評価の結果を活用して法曹養成に積極的に取り組んでいる。このような次第から、「課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず」と即断されることは遺憾であり、評価は再考されてしかるべきものと思料する。また、「当該法科大学院は、教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」との記述は事実反するため、削除を求める。 (2) 評価部会は、解釈指針1－1－2－1に挙げられている以下の3つの事項について検討を行っている。 ア.「司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況」について	

平成 31 年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況で、司法試験の合格率が、平成 26 年度から平成 30 年度において全国平均の 2 分の 1 を大きく下回っていることは、司法試験の合格状況を抜本的に改善する取組が行われているとは言い難い。在籍者数及び修了者数が減少している中で、今後の司法試験の合格率を向上させるための抜本的な取組が行われているとは判断できない。

イ.「学生の学業成績及び在籍状況」について

平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間すべてで入学定員充足率が 50%を下回っているほか、入学者数は平成 26 年度 6 人、平成 27 年度 10 人、平成 28 年度 9 人、平成 29 年度 6 人、平成 30 年度 5 人ととどまっている。直近 5 年間に於いて、教育組織としての規模が小さくなりすぎており、当該状況は当該法科大学院が教育の理念及び目標を達成する上で悪い影響を与えていると言わざるを得ない。

ウ.「その他必要な事項」について

平成 31 年度から学生募集を停止しており、当該法科大学院自らが教育の理念及び目標を達成できないと判断したと言わざるを得ず、この決断は重視する必要がある。

上記 3 点を総合勘案して、教育の理念及び目標が達成されているとはいえず、基準 1－1－2 を満たしていないと判断し、根拠理由として「当該法科大学院においては、司法試験の合格率が平成 26 年度から平成 30 年度において全国平均の 2 分の 1 を大きく下回っているほか、平成 31 年度から学生募集を停止し、当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断している。このため、当該法科大学院の教育を通じて、教育の理念及び目標が達成されていないと判断する。」と記述したものである。

- (3) 当該法科大学院においては、抜本的な教育方法の改善と学習支援の強化を図り司法試験の短答式試験の結果が着実に向上しつつあると主張しているが、司法試験の最終合格率は平成 26 年度から平成 30 年度において全国平均の 2 分の 1 を大きく下回っている。とりわけ、平成 30 年度の司法試験最終合格率は 22 人が受験し、1 人が合格するにとどまり、短答式試験の合格率が前年実施分よりも上昇したといっても、最終合格に結び付いているわけではないことから、司法試験の合格状況を抜本的に改善する取組が行われているとはいえず、また、司法試験合格率のみではなく、その他の基準の状況も踏まえて総合的に勘案した結果、当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標が達成されていないとして指摘した評価部会の判断が不相当であるとはいえない。加えて、平成 30 年 6 月 13 日付で当該法科大学院のウェブサイト公表されている「近畿大学法科大学院の学生募集停止について」によると、「本法科大学院が今後も法曹養成の一端を担い続けるべきかを反芻するとき、法曹養成の任務を、苦境の中なお奮闘を続ける他の法科大学院に託すのも賢明な選択肢の一と思料され、この際、平成 31 年度入試を実施しないことと決しました。」とあり、学生募集の停止を決定したことは、法曹養成機関として法曹を輩出することを断念し、自らが教育の理念及び目標を達成することが困難である旨表明したものと受け取られてもやむを得ないと考えられる。

したがって、本基準の評価の再考を求めるほか、「当該法科大学院は、教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」との記述は事実と反するという当該法科大学院の主張には理由がない。

以上を踏まえると、評価結果（案）における本基準の判断は妥当である。

- （４） なお、基準適合性についての上記判断には直接関わるものではないが、当該法科大学院は、学生募集を停止したのは事実であるものの、本法科大学院が設定した教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断した故ではないと主張していることから、評価結果（案）の記述に工夫を施すことが望ましいと判断する。

(申立て2)

対象となる章及び基準	第3章 基準3-1-1
審査結果	意見申立てには理由がない

【理由】

(1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。

① 意見

「少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されていない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。

② 理由

本基準は、法科大学院において、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われることが可能となるための、教育組織としての規模を問うものであるが、それは一の授業科目における学生数の計算上の数値で機械的に判断できるものではなく、教育の実態に照らして実質的に判断されるべきである。本法科大学院では、近年、履修者の少ない授業科目が多く占めるようになったことは事実であるが、少人数でも教員と学生間で活発に議論を交わして授業を進めており、また、学生同士による議論を促したり、教員が学生の見解と異なる立場を示したりする等の教育方法の工夫により多方向的な密度の高い教育を実際に行っている。このことは、書面調査ならびに訪問調査の結果、明らかにされたものと認識している。かかる観点から、本基準の評価は再考されてしかるべきものと思料する。

(2) 当該法科大学院の在籍者数は、平成30年度現在、1年次が4人、2年次が8人、3年次が7人となっており、選択科目の多くが1～3人で実施されており、とりわけ、展開・先端科目の開講授業科目は約6割が2人以下で実施されている。

評価部会は、今後の学生数の増加が見込めない状況で、多くの授業科目で履修者が10人を下回っており、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることに鑑み、当該法科大学院に対して、「教育組織として規模が小さくなりすぎている点の弊害がないか。」について説明を求めたところ、「履修者が1、2人の授業だと双方向的又は多方向的な討論型の授業の実施は困難であるが、法律基本科目を中心として、10人を下回っていてもそれなりの数の履修者がいる授業であれば、教育組織として規模が小さくなりすぎている点の弊害はなく、むしろ、履修者からの発言はしやすいと認識している。また、2年次の演習等で使用する教室は、机をコの字型に配置することで、履修者及び教員が双方向・多方向に発言・議論を行いやすくしている。」との回答であった。

評価部会は、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業の充実を図る試みが行われていることはうかがえるものの、多くの授業科目において履修者が10人を下回っており、今後の在籍者数

の減少は避けられず、法科大学院において密度の高い教育を行うに当たり、同時に授業を行う学生数が適切な規模で維持できているとはいえないと判断し、「当該法科大学院においては、多くの授業科目で履修者が10人を下回っており、平成31年度から学生募集を停止し、今後の学生数の増加が見込めない状況で、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎていることから、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されていない。」と判断している。

- (3) 当該法科大学院においては、履修者の少ない授業科目が多くを占めてきたものの、教育方法の工夫により多方向的な密度の高い教育を行っているとは主張しているが、多くの授業科目において履修者が10人を下回っており、特に展開・先端科目においては開講授業科目の約6割が2人以下となっている状況は、教育組織として規模が小さくなりすぎていることに加え、今後の在籍者数の減少は避けられず、法科大学院において密度の高い教育を行うに当たり、同時に授業を行う学生数が適切な規模で維持できているとはいえないため、評価部会の判断が不相当であるとはいえない。

したがって、教育方法の工夫により多方向的な密度の高い教育を行っていることから本基準の評価の再考を求めるとする当該法科大学院の主張には理由がない。

以上を踏まえると、評価結果（案）における本基準の判断は妥当である。

(申立て3)

対象となる章及び基準	第3章 基準3-2-1
審査結果	意見申立てには理由がない

【理由】

(1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。

① 意見

「双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易ではない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。

「授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となる」との表現の訂正または削除を求める。

② 理由

本法科大学院における教育組織としての規模が縮小傾向にあることは事実であるが、それ故に双方向的又は多方向的な討論を行うなどの教育方法が実現できない訳ではなく、少人数でも教員と学生間で活発に議論を交わして授業を進めており、また、学生同士による議論を促したり、教員が学生の見解と異なる立場を示したりする等の教育方法の工夫により多方向的な密度の高い教育を実際に行っている。このことは、書面調査ならびに訪問調査の結果、明らかにされたものと認識している。かかる観点から、本基準の評価は再考されてしかるべきものと思料する。

また、本法科大学院においては、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となっている実態は全く無く、学習指導教員の関与する形のみならず、自然発生的に生まれた形態も含め、各種のグループ学習会、自主勉強会が実際に機能している。これらの勉強会が存在することについては、書面調査ならびに訪問調査においても質問事項に表れていたことから、今般の認証評価の過程において周知の事実であると認識している。したがって、「授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となる」との表現は事実と反するため、当該表現の訂正または削除を求める。

(2) 当該法科大学院の在籍者数は、平成30年度現在、1年次が4人、2年次が8人、3年次が7人となっており、今後の学生数の増加が見込めない状況で、多くの授業科目で履修者が10人を下回っており、双方向的又は多方向的な討論型の授業を実施するに当たり、教育組織として規模が小さくなりすぎている。

基準3-2-1(1)では、「授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。」と規定しており、解釈指針3-2-1-3において、「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、現地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいう。」と規定されてい

る。また、解釈指針3-2-1-4において、「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められる。」と規定されている。

評価部会は、当該法科大学院に対して、「双方向的又は多方向的な討論を通じた授業を確実に実施するために、コミュニケーション能力の涵養や学生間の討論による多様な考え方を聴取する機会をどのように確保しているか。」について説明を求めたところ、「履修者が少人数ではあるが、授業中の質問に当たり説明、回答を求められる回数は多いので、自然と発言回数は多くなり、コミュニケーション能力の涵養には資している面があると考えている。また、9階のエレベーターホールに机といすを置いて、そこで授業外での学生間が議論、討論を行えるようにしている。また、教員が同一の質問を複数の履修者に行い、あるいは教員自らが別の考え方を提示することで、多様な考え方を聴取し、またその存在を示すことを確保している。」との回答であった。

評価部会は、双方向的又は多方向的な討論を通じた授業の充実を図る試みが行われていることはうかがえるものの、多くの授業科目において履修者が10人を下回っており、今後の在籍者数の減少は避けられず、教育組織として規模が小さくなりすぎているため、工夫を図っているといえども、各授業科目の目的を効果的に達成するに当たって、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を安定的に実施できているとはいえないことから、「各授業科目の目的を効果的に達成するため、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を行うことが容易ではないこと、また、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難となるなど、法科大学院における授業の実施に当たって重大な課題がある。」と判断している。

- (3) 当該法科大学院においては、グループ学習に関して、各種のグループ学習会や自主勉強会が実際に機能していると主張しているが、在籍者数が少数にとどまっているとともに今後の減少は避けられず、司法試験合格率の是正も図られていない状況を勘案すると、有効に機能しているとはいえず、授業時間外における学習を充実させるため学生相互の間においてグループ学習を行うことが困難であるとする評価部会の判断が不相当であるとまではいえない。

また、教育方法の工夫により多方向的な密度の高い教育を行っているとの主張は、教育組織として規模が小さくなりすぎていることに鑑み、多くの授業科目において各授業科目の目的を効果的に達成するに当たって、双方向的又は多方向的な討論を行うなどの授業科目の性質に応じた適切な方法で授業を恒常的に実施できていないため、本基準の評価の再考を求めるとする当該法科大学院の主張には理由がない。

以上を踏まえると、評価結果（案）における本基準の判断及び根拠理由の記述は妥当である。

(申立て4)

対象となる章及び基準	第6章 基準6-2-3
審査結果	意見申立てには理由がない

【理由】

(1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。

① 意見

「前回評価時から是正が図られておらず、当該状況を改善する取組が行われていない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。

② 理由

本法科大学院においては、入学者受け入れに関し、できうる限りの改善への取組を行ってきた。前回評価時以降では、以下の取組が顕著である。すなわち、①平成27年度入試からは、年4回実施する各回の入学者選抜において、未修者コースでは従来の小論文試験を課す方式のほか、適性試験第4部の結果を利用する方式、特別選抜入試（2年以上の実務等の経験を有する者及び法学部以外の出身者を対象とした選考）を行うこととし、②平成28年度入試からは、各日程の入学者選抜において、未修者コース、既修者コースともに募集するとともに、未修者コースについてすべての方式の入試を行うこととした。また、③法学部に加えて平成28年からは、近畿大学内で理工学部、平成29年からは薬学部に対し、体験講義や入試説明会を行う等の取組に着手した。さらには、④平成30年度入試からは定員を削減して20名とするとともに、適性試験の得点下位15%未満の者についても受験資格を認めることとした。これらの改革は、入学定員充足率50%以下という数値目標のみで消極的な評価をされるべきものではなく、全国の法科大学院が入学志願者を減らす中、本法科大学院が志願者を増やし、入学定員充足率の改善へと結実しつつあった事実から目を逸らしてはならない。このように、入学者受け入れに関しては、多種多様な取組により一定程度の改善は図られていたものであり、「前回評価時から是正が図られておらず、当該状況を改善する取組が行われていない」との評価は、到底、真実を反映したものとは言い難い。

(2) 当該法科大学院の入学定員充足率は、平成26年度20%、平成27年度33%、平成28年度30%、平成29年度20%、平成30年度25%、入学者数は平成26年度6人、平成27年度10人、平成28年度9人、平成29年度6人、平成30年度5人となっており、解釈指針6-2-2-2において定めている、「評価実施年度に入学定員充足率が50%を下回っており、かつ他の4年間に於いて充足率が50%を下回る年度が2回以上あった場合」に該当しているほか、解釈指針6-2-2-3において定めている「入学者数が原則として10人を下回らないこと」にも該当している状況にある。

また、当該法科大学院においては、夜間開講や地域性等の勘案すべき個別の事情があるとはいえないことから、評価部会は所定の入学定員と著しく乖離している状況にあると判断している。

加えて、前回評価時においても入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を是正するよう、是正を要する点として指摘されており、今回の評価時においても是正が図られていないため、評価部会は、当該状況を改善する入学者選抜の改善への取組が適宜行われているとはいえないと判断している。

- (3) 当該法科大学院においては、入学者受入に関して多種多様な取組により一定程度の改善は図られていたと主張しているが、直近5年間の入学者選抜の状況を勘案すると、前回評価時から実効的な入学者選抜の改善措置が講じられているとまではいえず、基準に適合していないことは明らかであることから、本基準の評価の再考を求めるとする当該法科大学院の主張には理由がない。

以上を踏まえると、評価結果（案）における本基準の判断は妥当である。

(申立て5)

対象となる章及び基準	第11章 基準11-1-1
審査結果	意見申立てには理由がない

【理由】

(1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。

① 意見

「当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」の箇所の削除を求める。

「当該法科大学院が抱える課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されるには至っていない」との記述に基づく本基準の評価の再考を求める。

② 理由

本法科大学院が、平成31年度から学生募集を停止したのは事実であるが、本法科大学院が設定した教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断した故ではない。教育の理念及び目標の達成状況等について、自己点検及び評価が実施され、その結果が教育活動等の改善に活用されているか否かの判断指標の重点が司法試験合格率にあるとしても、FD研修会での改善方法等についての検討や、各種委員会（例えばカリキュラム関係であれば教務委員会）及び自己点検・評価委員会の連携協力の結果、抜本的な教育方法の改善と学習支援の強化が図られ、司法試験の結果は着実に向上しつつある。その客観的根拠として、平成30年度司法試験における短答式試験結果対受験者数合格率が68.2%（前年比30.7%増）であり、全国の74校の法科大学院のうち23位に位置する成績となったことが挙げられる。この結果は、関西地方の私立大学の中でもトップクラスの成績である。このように、本法科大学院は、現在在籍する学生および受験準備中の修了生を「頼りがいのある法曹」として育成することを放棄した訳ではなく、むしろ自己点検及び評価の結果を活用して法曹養成に積極的に取り組んでいる。このような次第から、「課題を解消するための実効性ある改善方策が実施されているとはいえず」と即断されることは遺憾であり、評価は再考されてしかるべきものと思料する。また、「当該法科大学院の教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」との記述は事実と反するため、削除を求める。

(2) 当該法科大学院においては、FD研修会での改善方法等についての検討や、各種委員会及び自己点検・評価委員会が連携協力して改善方法を検討するという体制がとられるなど、種々の改善措置を講じているものの、司法試験の合格率が平成26年度から平成30年度において全国平均の2分の1を大きく下回っていることは、司法試験の合格状況を抜本的に改善する取組が行われているとはいえず、また、平成31年度から学生募集を停止するに至った当該法科大学院の決断を

鑑みると、自己点検及び評価の結果が当該法科大学院における教育活動等の改善に活用できているとはいえないと評価部会は判断している。

- (3) 当該法科大学院においては、自己点検・評価の結果を教育活動等の改善に活用し、抜本的な教育方法の改善と学習支援の強化を図り司法試験の短答式試験の結果が着実に向上しつつあると主張しているが、司法試験の最終合格率は平成 26 年度から平成 30 年度において全国平均の 2 分の 1 を大きく下回っている。とりわけ、平成 30 年度の司法試験最終合格率は 22 人が受験し、1 人が合格するにとどまり、短答式試験の合格率が前年実施分よりも上昇したといっても、最終合格に結び付いているわけではないことから、司法試験の合格状況を抜本的に改善する取組が行われているとはいえない。また、平成 30 年 6 月 13 日付で当該法科大学院のウェブサイト公表されている「近畿大学法科大学院の学生募集停止について」によると、「本法科大学院が今後も法曹養成の一端を担い続けるべきかを反芻するとき、法曹養成の任務を、苦境の中なお奮闘を続ける他の法科大学院に託すのも賢明な選択肢の一と思料され、この際、平成 31 年度入試を実施しないことと決しました。」とあり、学生募集の停止を決定したことは、法曹養成機関として法曹を輩出することを断念し、自らが教育の理念及び目標を達成することが困難である旨表明したものと受け取られてもやむを得ないと考えられる。

したがって、本基準の評価の再考を求めるほか、「当該法科大学院は、教育を通じて教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断し」との記述は事実と反するという当該法科大学院の主張には理由がない。

以上を踏まえると、評価結果（案）における本基準の判断は妥当である。

- (4) なお、基準適合性についての上記判断には直接関わるものではないが、当該法科大学院は、学生募集を停止したのは事実であるものの、本法科大学院が設定した教育の理念及び目標を達成することが困難であると自ら判断した故ではないと主張していることから、評価結果（案）の記述に工夫を施すことが望ましいと判断する。

(申立て6)

対象となる章及び基準	第4章 基準4-1-1
審 査 結 果	意見申立てには理由がない

【理 由】

(1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。

① 意見

「成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が組織全体として講じられていないこと」との記述について再考を求めるとともに、改善方法について教示を請う。

② 理由

成績評価の基準については、非専任の教員も含め全教員で教務案内という小冊子にて情報を共有している。教務案内6頁によれば、例えば、成績区分A+ (90～100点) については「当該科目で学修すべき内容を非常によく理解しており、大変優れている」、……C (60～69点) については「当該科目で学修すべき最低限の内容については理解している」、D (0～59点) については「当該科目で学修すべき内容につき、最低限理解しておくべき事項を理解していない」というように、最小限度の到達度にどのような評点を与えるか等も含め、全ての評価点の尺度が示され、教員間で共有している。また、学生に対しては、シラバス内の各授業科目の「学習・教育目標および到達目標」において、当該科目において求められる最小限度の到達度が事前に周知されている。したがって、上記箇所について改善すべき点として指摘を受けることは不本意である。

また、設定された到達度にどのような評点を与えるかは、教員に一定の裁量があるのが通常であり、上記の絶対評価の尺度以上の詳細な尺度を教員間で共有するとなれば、いかなる方法が考えられるのか、とくに専門分野の異なる教員間において多様な授業科目に共通の尺度としては何が適切なのか、考案することは困難を極める。今般の認証評価を通じ、今後の教育方法の改善に役立てたいため、例えば教員間でどのような尺度の共有方法があるのか適切な事例をご教示願いたい。

(2) 成績評価基準に関しては、解釈指針4-1-1-2 (2) において、「絶対評価方式を採る場合にあっては、授業科目間において評価の尺度が共通しており、また、教員間において尺度の設定に関する認識が共有されていることが必要である。」ことが求められている。

評価部会において訪問調査時に在学生の試験答案を確認した結果、到達目標を達成できるレベルに達していない答案が散見されたことから、責任者面談において、「修了後2年以内の司法試験合格率が低迷している状況であり、修了認定が厳格になされているか疑問がある。さらに、答

案を確認したところ、到達目標の達成度と照らして採点が厳格といえるか疑義がある授業科目があることから、厳格な成績評価の蓄積による進級認定及び修了認定が厳格に行われているといえるか」について説明を求めたところ、「教員が進級要件のGPAを意識してしまい、低い成績をつけることをためらう誘因となっている可能性もあり、絶対評価での成績評価方法について議論が足りなかった部分もあるかもしれない。」との回答であった。

評価部会は、一部の授業科目における試験答案について厳格な採点が行われておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることから、絶対評価における評価の尺度が共有されておらず、組織全体として教員への周知が十分に図られていないと判断している。また、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価が行われていないことから、学生に対して個々の授業科目ごとの絶対評価の基準が適切に示されていないと判断している。

以上のことから、評価部会は、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある旨を改善すべき点として指摘をしたとしている。

- (3) 当該法科大学院においては、教務案内やシラバス等により成績評価基準について教員や学生に周知を図っていると主張しているが、一部の試験答案において厳格な採点が行われていないことは、教員間における評価の尺度の共有が十分ではないことを示唆し、学生に対しても絶対評価の基準を適切に伝えられていないため、組織として周知を図るなどの措置が講じられていない旨を改善すべき点として指摘した評価部会の判断が不当であるとはいえない。

したがって、当該指摘事項の記述について再考を求める当該法科大学院の主張には理由がない。

なお、当該法科大学院は、専門分野の異なる教員間において多様な授業科目に共通の尺度としては何が適切なのか、考案することは困難を極めると主張しているが、解釈指針4-1-1-1において、「基準4-1-1にいう各授業科目における「達成度」は、当該法科大学院の設定する到達目標を踏まえ、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要である。」と規定され、基準4-1-1(1)において、「成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。」と規定されているとおり、成績評価は、当該法科大学院の設定する到達目標を踏まえ、また、将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して適切に設定された達成度に照らして行うことが求められている。すなわち、各授業科目において設定する達成度は、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい設定するものであり、授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかは、当該法科大学院の到達目標を踏まえ設定するものである。

教員間において評価の尺度にばらつきが生じないよう、各授業科目における達成度を適切に設定することを求めているのであり、意見申立てには理由がない。

以上を踏まえると、評価結果(案)における当該指摘事項の記述は妥当である。

(申立て7)

対象となる章及び基準	第7章 基準7-1-1
審 査 結 果	意見申立てには理由がない

【理 由】

(1) 意見の申立て書において、以下のように法科大学院側は主張している。

① 意見

基準7-1-1に関し、本法科大学院での特色ある取組につき、指摘事項の変更を求める。

② 理由

本法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、クラス担任による個人面談等によって、学習支援の体制が整備されているほか、法学未修者に対しては、毎年度の授業開始前に入学前学習会及び法科大学院導入講座を実施するとともに、法律基本7科目の入門書的な内容の入学前推薦図書を指定し、開講前に読み終えておくように指示を行うなど、学習支援において特段の配慮がされている。このように、法学未修者に対するきめ細かな学習支援体制の整備状況は、本法科大学院の特色を示す象徴ともいえるべき取組である。先般の訪問調査においても、学生と教員が密に情報を交換し、両者に極めて固い信頼関係が形成されていることは明らかになったと認識しており、上記取組については、【優れた点】として指摘事項に加えられるべきものと思料する。

(2) 評価部会は、クラス担任による個人面談等によって学習支援の体制が整備されているほか、法学未修者に対しては、毎年度の授業開始前に入学前学習会及び法科大学院導入講座を実施するとともに、法律基本7科目の入門書的な内容の入学前推薦図書を指定し、開講前に読み終えておくように指示を行うなど、学習支援において特段の配慮を行っていることについて、当該基準を満たす内容であることは評価しているものの、指摘事項として取り上げてはいない。

(3) 当該法科大学院においては、種々の取組については当該法科大学院の特色を示すものであり、優れた点として指摘事項に加えるべきであることを主張しているが、同様の取組は他の法科大学院でも行われており、また、司法試験合格率の改善に寄与するなどの具体的な成果が確認できないため、評価部会の判断が過小であるとはいえない。

したがって、指摘事項の追加を求める当該法科大学院の主張には理由がない。

以上を踏まえると、当該事項について指摘事項とはしない評価結果（案）は妥当である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
近畿大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地
大阪府東大阪市
- (3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）
学生数：19 人
教員数：14 人（うち実務家教員 5 人）

2 特徴

(1) 沿革と理念

本法科大学院が所属している近畿大学は、現在、本法科大学院、大学院 11 研究科、14 学部 48 学科、18 の研究所、2 つの総合病院をもつわが国有数の私立総合大学である。大正 14 年創立の大阪専門学校法律科・商科・政治科と、昭和 18 年創立の大阪理科大学を母体として、昭和 24 年、新学制により近畿大学として設立された。法学教育については、昭和 25 年の法学部法律学科設置及び昭和 40 年の経営法学科設置以降、大学院法学研究科修士課程の設置、同博士課程の設置、とその教育活動の幅を広げてきた。さらに平成 16 年に、今般の司法制度改革の一環として構想された法科大学院を設置するに至った。

本学は「人格の陶冶と実学教育」という建学精神を有し、また「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成する」という教育理念を掲げている。これに基づき法学部では、実学重視の法学教育を実践し、法律学科と経営法学科の 2 学科を設け、実社会の需要に応じた法律専門職や法的素養を備えた社会人の養成をめざしてきた。平成 16 年度からは、教育内容をより拡充発展させるために経営法学科を政策法学科に名称変更した。また、平成 28 年度からは、志望する進路に合わせて選択できる柔軟なカリキュラム設定と大規模クラス解消を実現するため法律学科一学科体制への学科再編と定員減を行った。さらに、当初は全国的にも数少なかった法廷教室を設置し、国家試験研修所（司法試験部門・公務員試験部門）を開設するなど施設の整備に努めてきた。

本法科大学院は、こうした教育的伝統と豊かな制度的資産を引き継ぎながら、時代の要請に応える新たな実学重視の専門教育をめざし、これに取り組もうとするものである。

(2) 目的

国際化の時代を迎え、複雑化・多様化した今日の社会において、各種法的問題を「法の支配」の理念に基づき迅速、適切に処理するための社会的基盤の整備が求められている。法科大学院構想は、このための人的基盤の整備にかかわるものである。

本法科大学院は、このような社会的要請のもとで設置され、前述のような、本学の建学精神と教育理念を尊重しつつ、幅広い教養と専門的知識、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座を持ち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを、その目的としている。

(3) 特徴

(ア) 密度の高い少人数教育

本法科大学院は、入学定員を 20 名とし、密度の高い専門教育を行っている。司法制度改革がめざす新しい日本社会では、行政指導などの事前の個別規制に代えて、法的ルールに従った自由で創造的な個人や企業の活動が期待され、それを支える法曹も創造的な権利実現とルール作りを可能にする能力を身につける必要がある。そのために、授業では、基本的な知識のみならず、専門的かつ高度な学問的内容の教材も用い、徹底した双方向・多方向の授業により、柔軟で創造的な思考の鍛錬をしている。

他方で、基本的な知識の習得のために、様々な補習や学習会、学習指導教員やティーチング・アシスタントの採用、クラス担任制、インターネットによる学習支援システムの整備など、多様な教育支援体制を整えている。

(イ) 地域社会への貢献

本法科大学院の位置する東大阪には、人工衛星の独自開発計画などの高度な技術を有し、世界に羽ばたく中小企業が多く存在している。従来看過されがちであった、そのような企業に対する法的支援は、今後の重要な課題の一つである。本法科大学院は、そのような領域で活躍しう人材を養成するとともに、地域社会の発展に貢献しう科目を開設し、リーガルクリニックを実施している。

(ウ) 教育方法の改善と教職員の連携

学生による授業評価アンケートや、ピア・レビューの実施、FD（ファカルティ・ディベロップメント）研修会の開催により、新しい法科大学院での教育のあり方について現状分析をした上で、教職員間で相互に積極的に議論し、研鑽を積んでいる。教員組織も小規模であり、法科大学院の開設に向けて協力してきた事務部との緊密な連携もあり、組織全体において、司法制度改革の理念や本法科大学院の教育理念・目的に対する深い理解が共有されている。

(エ) 施設の充実

本法科大学院の施設は、法科大学院開設と同時に完成した校舎の 8 階・9 階・10 階にあり、様々な機器を備え付けたマルチメディア教室や演習室、個人専用のデスクを置いた自習室、専門の司書を置いた図書室を擁するなど、教育目的の実現にふさわしいものとなっている。自習室や図書室は学生の 24 時間利用が可能である。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 教育理念と基本目的

前述のように、本学の建学の精神は、「人格の陶冶と実学教育」であり、「人に愛される人、信頼される人、尊敬される人を育成すること」をその教育理念としている。本法科大学院は、このような建学精神と教育理念を踏まえつつ、今般の司法制度改革という国家的事業の一環として、将来の日本において「法の支配」を実現するために不可欠な人的基盤としての法曹を養成する専門職大学院として設置された。これまで法的サービスの観点からは看過されてきた地域や生活関係にも、必要かつ適切な法的救済を与え、個々人が自由でありかつ公正な社会が実現されていくために専門的能力を発揮し、またこれからの国際化時代に備えるために、幅広い教養と高い識見、また、健全な市民感覚とグローバルで多角的な視座をもち、チャレンジ精神旺盛な法曹を養成することを基本目的としている。

2 養成しようとする法曹像

この教育理念と基本目的の下に、具体的には次のような法曹養成をめざしている。

（１） 市民生活法曹の養成

法曹には、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的資質が求められる。本法科大学院では、非法学部出身者や社会人にも開かれた選抜方法をとることで社会の中から多様で幅の広い人材を確保するとともに、少人数の双方向・多方向授業による法学教育を通じて、これらの基本的資質の涵養をはかり、「国民の社会生活上の医師」にふさわしい法曹（市民生活法曹）の養成をめざしている。

グローバル化が進んだ今日においては、国内外の動向を視野に入れ、個人、企業、行政、政治をはじめとする幅広い分野で高度の専門性をもって活躍する信頼される法曹が強く求められている。また、これまで日本では司法の過疎が放置されてきたが、全国どの街でも市民が適切な法的救済を受けられるような社会となることも強く要請されている。この要請に応える社会生活上の医師としての法曹の養成は、まさに「信頼される人の育成」という本学の教育理念を実践するものに他ならない。

（２） 企業ビジネス法曹の養成

上記（１）に述べた法曹として求められる基本的資質を前提に、本法科大学院では、さらに、地域に根ざした企業ビジネス法曹の養成をめざしている。本学が位置する東大阪市とその周辺には、日本経済を牽引してきた世界で活躍する中小企業が多く存在する。このような立地環境にかんがみると、中小規模の企業の法的需要に十分応えられる法曹の養成も重要な目標でなければならない。また、経済活動の国際化に伴い、これらの企業も、従来型の法的紛争のみならず、国際的あるいは先端的分野の法的紛争に対して新たな対応を迫られている。これまで司法の容量不足のため、とりわけこれらの分野において十分な法的サービスが受けられなかった地域社会に対し、本法科大学院が世界に通用する法的サービスや情報を供給することのできる拠点となることも重要な役割であると考え。本法科大学院は、地域と国際的先端分野が結びついたような場面で活躍する法曹の養成をめざしている。これは、「実学」という建学の精神を実現するものである。

（３） 目的と理念などの公表

以上に述べた、司法制度改革にそった本法科大学院の設置の経緯、教育の基本的理念と目的、養成しようとする法曹像については、ホームページ上で明記して公表している。法科大学院への進学を考えている人や受験生や入学予定者に対しては、説明会などの開催により、これらの教育理念などの理解をうながし、本法科大学院で教育を受けるのにふさわしい学生を迎えることができるように努めている。

